

提 言 書

平成24年11月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 佐藤 雄平

新潟県知事 泉田 裕彦

目 次

1. 地域経済・雇用対策の充実等について	1
2. 整備新幹線の建設促進について	2
3. 北方領土問題の早期解決について	4
4. 高校授業料無償化の継続及び拡充について	5
5. 地方の財源確保について	6
6. 風力発電等の導入促進のための送電網整備について	9
7. 未婚化・晩婚化対策の実施について	11
8. 地方航空路線の維持・拡充について	12
9. 円高の是正とデフレ経済からの脱却について	14
10. 医師確保対策について	15

地域経済・雇用対策の充実等について

我が国経済は、デフレに加え、電力供給の制約や欧州債務危機等の影響から依然として予断を許さず、極めて異常な円高は、産業の空洞化、地域の経済・雇用の悪化を加速させており、北海道東北地域の経済も極めて深刻な状況にあります。

こうした直面する課題に対し、政府は、東日本大震災からの早期復興にもつなげるため、中小企業の振興や雇用確保に配慮した追加対策を、補正予算の編成等を通じ、迅速に実施すべきです。

特に、依然として厳しい雇用情勢に機動的に対応するとともに、震災からの復旧・復興状況を踏まえ、緊急雇用創出事業臨時特例交付金について、追加交付と平成25年度以降の継続実施並びに要件を緩和するよう求めます。

さらに、厳しい経営状況にある中小企業の資金繰りを支援するため、中小企業金融円滑化法の一定期間延長、または、失効した場合の支援施策の推進を図るとともに、資金調達力の弱い地方の小規模企業者の設備導入資金に対する融資制度といった中小企業の経営基盤の強化に対する支援について、震災の影響など地域の事情を踏まえ、特段の配慮を行うよう求めます。

また、北海道においては、今冬の電力需給が非常に厳しいものと予想されており、道民生活や産業活動への大きな支障が懸念されることから、国においては、電力の安定供給に向け、最大限の努力を行うことを強く求めます。

整備新幹線の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、二十一世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、この度の東日本大震災からの一日も早い復旧・復興、災害に強い国土づくりが最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要であることから、次の事項について要望します。

1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や東北地方と北海道の相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮すること。

(1) 新青森・新函館(仮称)間の一日も早い開業と札幌までの早期完成

(2) 青函共用走行問題の早期解決

青函共用走行区間の時速200km以上での高速走行実現に向けた具体的な対処方策と実現時期の早期提示による問題解決を図ること。

また、青函共用走行区間の高速走行実現のための新たな方策によって必要となる経費について、地方負担を求めないこと。

(3) 建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の拡充

整備新幹線の工事費の縮減に努めるほか、地方財政の厳しい状況に鑑み、工事費の増嵩を含む整備新幹線の整備に伴う建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の更なる拡充を図ること。

2. 並行在来線への支援

新幹線の開業に伴い J R から経営が分離される並行在来線については、既に経営が分離されている並行在来線も含め、その維持・存続に向けては、幅広い観点からの財源確保の方策を検討し、総合的な支援策を早急に確立すること。

3. 基本計画路線の整備計画策定に向けた調査の実施

羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。

北方領土問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、戦後67年を経た今日もなおロシアに占拠され、また、当時島を追われた元島民の方々も既に半数以上が亡くなっており、存命の方の平均年齢も78歳を超えております。

北方領土問題の一日も早い解決は国民の一致した願いであります。

よって、国においては、次の事項について適切な措置を講じるよう求めるものです。

1. 日露両国間においてこれまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、強力な対露外交交渉の推進を図ること。
2. 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育など青少年対策の一層の充実を図ること。
3. 北方領土隣接地域の振興等のため、公共事業等の北方領土隣接地域安定振興対策事業としての優先採択を図ること。
また、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく基金の運用益が減少していることから、これを踏まえた財政支援の充実強化を図ること。
4. 四島交流事業（ビザなし交流）の効果的な実施のため、交流内容の充実と実施団体に対する支援措置の強化を図ること。
5. 四島交流事業、北方墓参事業及び自由訪問事業を効率的に実施するため、訪問先に応じた出入域手続箇所の複数化を図ること。

高校授業料無償化の継続及び拡充について

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の附則において、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」とされていますが、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度及び高等学校等就学支援金の支給制度（以下「高校授業料無償化」という。）を見直すに当たっては、現行制度を継続・拡充するよう、次のとおり提言します。

1. 高校授業料無償化の継続・拡充

高校授業料無償化は、恒久法を制定の上で導入されたものであり、現行制度の改廃は、保護者をはじめ関係者に混乱を生じさせることになる。教育はこれからの日本の将来を担う人材づくりの基礎であり、特に、東日本大震災の被災県では、被災者支援や災害復旧活動に最優先で取り組んでいる中、経済的負担が増加することとなれば、教育の機会均等が後退し、また、復興を妨げるおそれがあることから、現行制度を継続すること。

また、高等学校等就学支援金については、平成22年度税制改正による扶養控除見直しにより、低所得世帯の負担が増える場合もあることから、教育の経済的負担の軽減をはかるという制度の趣旨が後退することのないよう措置すること。

地方の財源確保について

地方財政の構造的な財源不足は、地方公共団体からの度重なる要請にもかかわらず、解消されないまま今日に至っています。

平成24年度の地方財政計画では、地方交付税は増額されたものの、一般財源総額は国の中期財政フレームに基づき前年度と同水準に抑えられています。また、臨時財政対策債は依然として高い水準となっており、地方公共団体は借金を前提とした財政運営を余儀なくされ、さらなる財政構造の硬直化も懸念されています。

多くの地方公共団体は財源不足の状況にあっても、持続可能な財政運営を行うため事務事業の見直しや人件費の抑制等に取り組み懸命の努力を続けてきましたが、歳出削減努力はもはや限界にあります。

地方公共団体が今後も一層の行財政改革等の取組により収支均衡を図る最大限の努力を行う一方で、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充や偏在性の少ない安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方一般財源総額の確保・拡充と地方財政計画の適正化

地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税5税の法定率を引き上げて対処すること。

地方財政計画の策定に当たっては実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、投資単独事業等の地

方の財政需要を適切に反映させること。

なお、東日本大震災に関する復旧・復興事業費及びその財源については、地方財政計画において引き続き通常収支とは別枠で整理した上で、必要となる財源を確実に措置すること。また、避難者を受け入れている自治体の受入れに係る経費についても特別交付税等により適切に所要額を措置すること。

(2) 地方税体系の充実・強化

今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、安定的な税収の確保が必要であり、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系を早期に構築すること。

2. 地域自主戦略交付金の必要額の確保及び自由度の向上

地域自主戦略交付金について、地方公共団体が事業を着実に実施できるように、必要額を確保すること。また、制度創設の趣旨を十分に踏まえ、事業要件の緩和や対象事業の拡大等により一層地方の自由裁量を拡大するとともに、事務の簡素・合理化を図ること。

3. 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し

基金事業の中には、長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業の実態に応じて期間の延長や基金の積み増しを行うこと。また、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能となるよう、要件の緩和を行うこと。さらに、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が継続して事業を実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分な財源措置を講じること。

4. 国と地方の協議の場の実効性ある運営等

地方負担の生じる制度改正等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせない

よう配慮すること。

また、国と地方の税財源の配分のあり方の検討等に当たっては、地方のこれまでの行財政改革を十分尊重し、国の財政改革のみを優先した一方的な決定は行わないこと。

風力発電等の導入促進のための送電網整備について

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国の電源構成は大きく見直しを迫られ、9月14日に政府のエネルギー・環境会議が示した「革新的エネルギー・環境戦略」では、再生可能エネルギーによる発電は、水力を除く場合、2030年までに2010年比で約8倍の開発を実現することとされています。

この達成には、抜本的かつ画期的な再生可能エネルギーの導入促進策が必要ですが、そのためには既に民間ベースで大規模な導入が進んでいる風力発電や太陽光発電など、地域に賦存する再生可能エネルギーの更なる導入拡大が重要であることから、将来の洋上風力発電等への展開も見据え、送電網の増強など連系可能量の拡大が必要不可欠です。

これらの状況を踏まえ、北海道・東北地方における風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進のために、次のとおり提言します。

1. 送電線や連系変電所、出力変動を調整する設備の新設など、連系可能量を拡大するための施策を講ずること。
2. 風力発電の導入拡大によって生ずる大きな出力変動に対し、広域的に対応するため、電力会社間の地域間連系線を強化するための施策を講ずること。
3. 送電線から遠く離れた適地における導入を促進するため、現在は発電設備設置者の負担となっている系統までの費用負担の仕組みを、抜本的に見直すこと。
4. 特に、基幹送電線がない新潟・秋田間、太平洋側の青森・宮城間、北海道の宗谷、留萌、石狩地域などについては、北海道東北地方における電力の安定供給確保にもつながることから、国が主導して、その新設・強化を進める

こと。

5. なお、送電網の整備に加え、スマートグリッドや分散型電源の導入促進についても、施策を講ずること。
6. 上記の送電網などの整備に当たっては、電力システム改革の動きと合わせ、国と地方が目的達成に向けて進むことができるよう、その方向性や方針を明確に示すこと。

未婚化・晩婚化対策の実施について

少子化の進行は、地域の過疎化、高齢化の進行による地域活力の低下や労働力人口の減少に伴う経済成長の低下など、将来の社会経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の対策は、喫緊かつ重大な課題となっております。

今般、厚生労働省から発表された「人口動態統計（確定数）」によれば、婚姻率は5.2で前年を0.3ポイント下回り、平成21年以降減少し続けているほか、平均初婚年齢は過去最高を記録し、第1子出産時の母親の平均年齢も初めて30歳を超えるなど、晩婚化、晩産化が一層進んでいることが明らかとなりました。

このような状況を踏まえ、地方においては、創意工夫しながら結婚支援事業を行うなど、未婚化、晩婚化対策に取り組んでおりますが、国においても早急に取組がなされるよう、次のとおり提言します。

1. 個人の意思を尊重しつつ、政府が主体的に国民運動を展開し、結婚気運の醸成を図ることなどにより、未婚化・晩婚化対策に率先して取り組むこと。

特に、若年者を対象に、ライフプランを見据えた妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に取り組むこと。

地方航空路線の維持・拡充について

国は、首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における国際的競争力を大幅に強化するため、羽田空港における新国際線地区の拡充など、首都圏空港機能の拡充・強化に向けた取組を進めています。

一方、地方航空路線を取り巻く状況は、路線の見直しや使用機材の小型化が進められるなど、厳しさを増しています。

地方航空路線は、観光振興を始め、企業誘致、ビジネス利用、地域間交流などを推進する上で重要な公共交通機関として定着しているほか、地域経済の活性化や国際化を図る上で不可欠な存在であります。特に、東日本大震災においては、鉄道や高速道路等が使用できなくなった際の代替交通機関として、さらには、国内外からの支援要員や物資の輸送拠点として十分な機能を発揮し、今後の復興を図る上でも重要な役割を果たすことが期待されています。

そのため、地方においては、利用拡大に向けた様々な対策を実施しておりますが、地方自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった路線維持対策が求められています。

このような状況を踏まえ、今後も地方における空港の重要性を認識いただくとともに、航空ネットワークを維持し地域振興を図っていくため以下のことを提言します。

- 1 航空会社が路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議を行う制度を設けること。

また、国は、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講じること。

- 2 空港整備勘定について、十分な除雪体制や消防力の確保等、航空機の定時性や安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう用途の拡大を図ること。

- 3 今年度末にも予定される羽田空港の国内線の発着枠の拡大に際しては、国内地方路線に十分な配分がなされるよう配慮すること。

円高の是正とデフレ経済からの脱却について

我が国経済は、東日本大震災からの復興需要などにより、緩やかに持ち直してきていますが、円高やデフレのほか、海外経済の不透明感などから、先行きへの不安が根強い状況にあります。

円高については、購買力平価から見ても、依然として高い水準にあり、このまま我が国経済の実力を超える円高が解消されなければ、生産拠点の海外移転を加速させ、国内産業の空洞化と国内雇用の喪失を進め、東日本大震災からの復興を目指す地域経済にも計り知れない打撃を与えることが懸念されています。

また、我が国は、依然としてGDPデフレーターがマイナスのデフレ経済下にあり、一部、資源・エネルギー等の価格は上昇していますが、こうしたコストプッシュ型の物価上昇でなく、企業の売上や労働者の給与の向上、資産価値の上昇など、購買力が向上する形でデフレ脱却することが重要です。

政府・日銀においては、円高の影響による産業空洞化対策及び雇用対策を拡充する一方、一刻も早い円高是正とデフレ脱却に向けて、適時適正な為替介入の実施や金融緩和政策の強化を行うとともに、所得や資産価格を含めた経済全体の価格変動を表すGDPデフレーターをプラスとする、本来あるべきインフレーターゲットを導入し、日銀の国債引受等によりの確な規模で短期的に政府支出を拡大するなど、断固たるマクロ金融・経済政策を早期に講じるよう、強く求めます。

医師確保対策について

北海道・東北地域の医師数は、全国平均に比して大幅に少ない状況にあることに加え、医師の地域による偏在や小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、更には地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積しています。

こうした中、国はこれまで段階的に医学部入学定員増を行うとともに、平成22年12月には、「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」を設置し、有識者による議論を進めてきたところであり、今年9月に取りまとめた「地域の医師確保対策2012」においては、平成25年度の定員増に当たり、暫定的に現行基準を超える定員の設定を可能とする方針が示されたところです。

については、これらを踏まえて、より実効性のある具体的な医師確保対策に早急に取り組むとともに、医師不足道県に更に配慮した根本的な対策を講じることを提言します。

1. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とすること。

また、国の「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」では、既設医学部の入学定員の増と医学部の新設の議論がなされており、これを踏まえた規制緩和など、医師不足道県に配慮した具体的な対策を講じること。

さらに、こうした医師養成数の増に伴う施設整備や指導教員の増に対する財政支援の拡充を図ること。

2. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

3. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させるなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講じること。

4. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること。

5. 総合医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講じること。

6. 臨床研修等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

7. 医師不足道県に配慮した臨床研修制度の運用

臨床研修制度については、現在、国において、平成27年度研修からの運用に向けた見直しの検討が進められているところであるが、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中が是正され、地方の医師不足の解消につながるよう定員配分を行うなど、現行制度の課題等を検証の上、抜本的な見直しを行うこと。

8. 勤務医の就業環境の改善及び女性医師の離職防止・就業環境整備に対する支援

勤務医の就業環境の改善を図るとともに、女性医師の離職防止や就業支援

を図るため、仕事と育児などを両立できるような就業環境の整備や復職支援に向けた施策を更に充実すること。

9. 医師不足地域における外国人医師の活用

臨床修練制度について、地方の医師不足対策に活用できるよう、最大2年間とされている期間の更新を可能とするなどの弾力化を図るとともに、臨床修練外国医師が一定の日本語能力を有する場合は、臨床修練指導医の認定に必要な外国語要件を撤廃するなどの規制緩和を実施すること。

